

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第5回）
令和5年2月9日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 第5回合同WT

12月1日全国意見照会後の標準仕様書の 変更概要等

令和5年2月9日
事務局提出資料

1. 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見集約結果 P2-3
2. 第2.1版案の主な変更内容 P4-34
 - ・(デジタル庁)データ要件・連携要件との整合対応
 - ・(デジタル庁)過剰な機能の標準オプションへの変更対応
 - ・(デジタル庁)横並び調整方針対応
 - ・全国意見照会の主な意見と対応内容(意見集約一覧の対応)
 - ・検討課題一覧及び継続検討一覧の対応
3. 引越しワンストップサービスに関する対応 P35
4. 主な今後の継続検討事項 P36

1. 全国意見照会 意見集約(回答団体数)

- 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見は、**158 団体**から寄せられた。
- 指定都市、大都市からの回答割合が高かった。

自治体 (保険者) 分類	本編 変更案	介護 保険 共通	被 保 険 者 資 格	保 険 料 賦 課	保 険 料 収 納	滞 納 管 理	受 給 者 管 理	認 定 管 理	給 付 管 理	統 計 ・ 報 告 等	総 合 事 業	そ の 他	回答 団体数	回答 団体率
指定都市 (20)	5	12	7	11	8	8	7	9	8	1	3	5	14	70.0%
中核市 (61)※	4	10	4	14	11	10	7	16	11	1	6	5	29	47.5%
特別区 (23)	1	3	3	4	6	2	1	4	3	0	4	2	10	43.5%
市町村 (1,427)	23	35	13	31	27	15	32	38	32	7	13	19	97	6.8%
広域連合 (40)	3	3	0	1	3	1	1	1	0	4	0	1	8	20.0%
合計 (1,571)	36	63	27	61	55	36	48	68	54	13	26	32	158	10.1%

※ 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

1. 全国意見照会 意見集約(意見数)

- 全国意見照会(令和4年12月1日(木)～12月27日(火))の意見は、1,374 件が寄せられた。
- 指定都市からは、1団体あたり約30件の意見が寄せられた。

自治体 (保険者) 分類	本編 変更案	介護 保険 共通	被 保 険 者 資 格	保 険 料 賦 課	保 険 料 収 納	滞 納 管 理	受 給 者 管 理	認 定 管 理	給 付 管 理	統 計 ・ 報 告 等	総 合 事 業	そ の 他	意見数	意見率
指定都市 (20)	6	88	14	88	36	59	27	75	23	1	8	9	434	31.6%
中核市 (61)※	8	33	7	42	15	19	7	71	22	2	10	6	242	17.6%
特別区 (23)	1	8	5	14	23	3	1	14	6	0	7	3	85	6.2%
市町村 (1,427)	25	100	20	89	57	26	62	81	71	9	25	25	590	42.9%
広域連合 (40)	5	5	0	1	3	1	2	1	0	4	0	1	23	1.7%
合計 (1,571)	45	234	46	234	134	108	99	242	122	16	50	44	1,374	100%

※ 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

2. 第2.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応①)

- デジタル庁より、「基本データリスト(令和4年度上期意見照会版)」に対する意見のうち厚生労働省へ確認依頼のあったご意見の中で、以下の内容については介護保険システム標準仕様書に反映している。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
1	データ項目ID02300258～02300275(他自治体情報グループ) 他自治体情報にも連絡先(電話番号)が必要。	ご意見を踏まえ、機能ID 1.2.6.(標準オプション機能)の管理項目に、他自治体情報の「電話番号」を追加いたしました。
2	データ項目ID02300319～02300351(事業所情報グループ) 事業所の廃止のみではなく、停止期間(開始、終了)が必要。	ご意見を踏まえ、機能ID 1.2.14.(標準オプション機能)の管理項目に、「事業所停止開始日」「事業所停止終了日」を追加いたしました。
3	データ項目ID02302122～02302133 加害者情報関連加害者に直接請求する例はほとんどなく、折衝を行う相手は相手方保険会社である場合が多いため、相手方保険会社の各情報も必要であると考え。	ご意見を踏まえ、機能ID 8.1.16.(標準オプション機能)の管理項目に、以下の項目を追加いたしました。 ・自賠償保険者名 ・自賠償保険契約者名 ・自賠償保険証明書番号 ・自賠償保険期間(開始日・終了日) ・任意保険者名 ・任意保険担当部署 ・任意保険担当者名 ・任意保険契約者名 ・任意保険契約番号 ・任意保険期間(開始日・終了日)
4	データ項目ID02302135求償金額 国保連合会への委任状況を設定できるのであれば、求償金額に応じた「手数料額」も管理したい。	ご意見を踏まえ、機能ID 8.1.17.(標準オプション機能)の管理項目に、「求償手数料額」を追加いたしました。
5	償還払い申請・支給実績情報グループ 対象の申請情報が国保連合会へ連携されたかの判断が可能となるように、「国保連合会提出区分コード」項目を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、機能ID 8.6.1.(実装必須機能)の管理項目に、「国保連合会提出区分コード」を追加いたしました。
6	償還払い申請・支給実績情報グループ 償還払い申請に対する審査が自庁か国保連合会委託でおこなわれたかの判断が可能となるように「審査自庁区分」を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、機能ID 8.6.1.(実装必須機能)の管理項目に、「審査自庁区分コード」を追加いたしました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(データ要件・連携要件との整合対応②)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
7	給付支払情報グループ 給付支払申請区分コードが償還申請、高額申請(事業高額)、年間高額(事業年間)の場合、対象となるサービス提供年月の管理が必要になると考えられるため、「サービス提供年月」項目を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、機能ID 8.9.1.(実装必須機能)、及び、機能ID 10.8.1.(実装必須機能)の管理項目に、「サービス提供年月」を追加いたしました。
8	機能ID 8.8.24. データ項目ID02740支給区分コード 高額介護サービス費や高額介護予防サービス費等、どの区分での支給であるかを見分ける必要があるため「給付事由コード」を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、機能ID 8.9.1.(実装必須機能)、及び、機能ID 10.8.1.(実装必須機能)の管理項目に、「給付支払申請種類区分コード」を追加いたしました。
9	総合事業サービスコード情報グループ 対象の総合事業サービスコードが国保連合会へ連携を行う情報であるかの判断が可能となるように、「国保連合会委託区分コード」項目を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、機能ID 10.1.2.(標準オプション機能)の管理項目に、「国保連合会委託区分コード」を追加いたしました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応①)

- デジタル庁より、機能要件の実装類型の見直し案が29件送付され、検討した結果、以下の24件については介護保険システム標準仕様書に反映している。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
1	機能ID 3.8.1. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:7 ●保険料減免について、被保険者番号、賦課年度、減免額、年間保険料額を必須とし、申請情報、決定情報、※2～※4については標準オプションにしてはどうか？申請情報、決定情報についてはシステム外で運用していることも想定される。 ●「※2 当初賦課前に減免の事前登録が行えること」について、減免情報を事前に登録するという運用は、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。8月WT意見集約の際に「当初賦課前に申請する被保険者がいる場合があると想定しています。」との回答があるが、全ての自治体で、そのように運用しているわけではない。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。自治体様より要望もない。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●「保険料減免に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。」の要件における、「※2 当初賦課前に減免の事前登録が行えること」について、減免は災害や収入状況の急な減少への救済を主旨としているため、保険料決定前の事前申請に対応する機能は必須とは言えないのではないか。 ●当要件の記載のうち、「修正・削除できること」については、実装必須から標準オプションへ変更した方がよい。保険料賦課における他要件との整合性を取るため。各賦課処理(機能ID 3.2.2.、3.3.2.、3.4.2.、3.5.2.)においては、運用によっては修正・削除を行うと賦課情報の整合性が取れないことが懸念される観点から、「修正・削除できること」については標準オプションとしている。保険料減免についても各賦課処理と連動した事務であり、同様の扱いとした方がよい。 ●・減免承認不承認通知日 ・減免取消通知日 ・減免取消年月日 ⇒減免申請理由コード、減免申請状態区分コードはオプションであるため、これらの管理項目もオプションで良いのではないか。 ●決定理由コードではなく、自由記載したい場合も考えられるため、コードとして持つ必要はないのではないか。 ●自治体の実務において使用頻度の低い機能については、実装必須機能でなくてもよいのではないか。 ●最新状態が確認できれば問題ないため、実装必須機能でなくてもよいのではないか。	見直し可否:○ 機能ID 3.8.1.について、以下のとおりに見直しました。 ○実装必須機能の本文より、「修正・削除」の要件を削除。 ○以下の管理項目を実装必須機能から標準オプション機能へ変更。 ・減免申請日 ・減免決定区分コード ・減免決定年月日 ・減免取消年月日 ・決定理由コード ・減免承認不承認通知日 ・減免取消通知日 ○上記管理項目の見直しにより、※2～※4を実装必須機能から標準オプション機能へ変更。
2	機能ID 1.2.1. 見直しの観点:1.便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:6 ●【管理項目】組織単位コードは、一定規模以上の自治体にのみ必要な機能であり、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。「※ 自治体組織に応じた単位で管理できること」は運用上必須ではなく、便利機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●保険者(自市区町村)に関する各種情報はマスタ管理しているが、メンテナンスが必要な頻度も低く、特に支障なく運用できているため。保険者(自市区町村)に関する各種情報を登録・修正・削除・照会する機能をオプション機能としていただきたい。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 【管理項目】郵便番号 ・住所 ・組織単位コード 管理する項目が増えると、市町村の業務負担や管理する手間が増え、各項目の使用用途が明確でないため、標準オプションにしてもいいのではないか。 ●組織単位コードは規模が大きい自治体のみ必要な項目と想定しているため、オプションで良いのではないか。 ●※ 自治体組織に応じた単位で管理できること (支所、出張所、部署等)については、基本的に市区町村単位での管理が大半であり、オプションにしてほしい。	見直し可否:○ 組織単位の管理は、自治体組織により1つのみの場合や複数の場合と様々と考えますので、機能ID 1.2.1.の管理項目「組織単位コード」は実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。 また、管理項目「組織単位コード」に関連する※の内容も標準オプション機能へ移動しました。 また、管理項目「郵便番号」「住所」は自治体の基本的な情報であり、国保連合会へ連携する「保険者異動連絡票情報」として利用する想定はありますが、システム内での管理を必ずしも必要とする項目ではないため、実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応②)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
3	機能ID 1.2.5. 見直しの観点:1.便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:6 ●【管理項目】問合せ先コード(組織単位)は、一定規模以上の自治体にのみ必要な機能であり、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。「※3 自治体組織に応じた単位で管理できること」は運用上必須ではなく、便利機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●【管理項目】問合せ先出力有無について、問い合わせ先情報の出力有無を管理する意図が不明であり、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。「※4 問合せ先情報の出力有無も管理できること」は運用上必須ではなく、便利機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●問合せ先は、文言マスタにて管理することを実装必須とし、当要件は標準オプションとしていいのではないか。なお、「地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト(介護保険)」に、問い合わせ先情報は存在しないため、追加が必要ではないか。 ●管理項目のFAX番号やメールについては、利用していないため、機能は必須ですが、管理項目についてはオプションにしてもよいと考えます。「※4 問合せ先情報の出力有無も管理できること」とあるが、出力無しとする機能は必要な理由が不明のため、オプションでよいのではないか。弊社PKGではユーザから求められたことが無い。大規模自治体の場合に問い合わせ先を別紙参照にしたいために出力無しとするのであれば、自治外の規模によって異なる要件だと思うので、オプションでよいのではないか。 ●帳票によっては担当部署FAX番号、担当部署メールはなく、委託している場合は表示できない。過剰機能のため、オプションにすべきでは。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ 必要となる問合せ先は、自治体組織により1つのみの場合や複数の場合と様々と考えますので、機能ID 1.2.5.の管理項目「問合せ先コード(組織単位)」は実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。 また、管理項目「問合せ先コード(組織単位)」に関連する※3の内容も標準オプション機能へ移動しました。
4	機能ID 1.2.11. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●医療保険者住所方書、医療保険者有効開始日、医療保険者有効終了日は、利用する自治体が少なく、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・医療保険者種別コード ・医療保険者有効開始日 ・医療保険者有効終了日 各医療保険者の有効期間は市町村では管理していないと思われるため、管理する手間が増えることから、標準オプションにしてもいいのではないか。 ●医療保険者有効開始日、終了日、住所、方書は医療保険にて管理している項目であり、介護システムとして実装必須となるほど重要な項目ではないため、オプションで良いのではないか。有効開始日終了日は被保険者の加入離脱があれば不要という認識であるためオプションで良いのではないか。住所や方書は調べればわかるのでメンテナンスが必要なくとも考慮するとオプションで良いのではないか。 ●管理項目のうち、医療保険者種別コード、医療保険者有効開始日、医療保険者有効終了日については、自治体の実務において必須ではなくても運用可能であることからオプションとしてほしい。(また、1.2.23.マスタ管理情報は、適用開始日、適用終了日による履歴管理ができること。はオプションとなっているため矛盾します。)パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ 機能ID 1.2.11.を実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。 また、関連する機能ID 1.2.12.についても同様に実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応③)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
5	機能ID 1.2.18. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●医療機関の所属者(主治医)等は全国300弱で導入されているPKGの現状機能にて管理している。しかし、それ以外の施設等の所属者は管理していない。現状機能で十分運用できているため、各種事業所の所属者をすべて管理する必要はないと想定されるため。過剰な機能であると判断。 ●介護保険に関わる事業所の所属者情報はマスタ管理していないが、特に支障なく運用できているため。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・所属者有効開始日 ・所属者有効終了日 ・所属者郵便番号 ・所属者住所 ・所属者電話番号 また、所属者情報の範囲について、事業所(介護サービス事業者、介護保険施設)の所属者の管理は、過剰機能のため、標準オプションとしていただきたい。なお、一部の市町村では、最新の所属者かつ、主治医のみ管理して運用しており、管理項目及び管理対象が増えることにより、市町村負担が大きくなるため、標準オプションとしてもいいのではないかと考える。 ●所属者郵便番号 ・所属者住所 ・所属者電話番号 について、事業者の郵便番号、住所、電話番号があれば、所属者の郵便番号、住所、電話番号は必須ではなく、過剰な管理項目と考える。オプションで良いのではないかと考える。	見直し可否:○ 機能ID 1.2.18.の管理項目「所属者郵便番号」「所属者住所」「所属者電話番号」は事業所情報と重複することも想定されるため、3項目は実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。
6	機能ID 1.6.21. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●機能要件の記載内容が、制限なく、出力する帳票のシステムからの印字項目を指定できる必要がある、ように読めるが、そのような機能は運用上必要ではない。例えば、保険料納入通知書を、年間保険料額順で出力することはない。そういう意味であれば、実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●全自治体及び全外部帳票にて対応する必要性が低いと考えるため、実装必須から標準オプションへ変更していただきたい。 外部帳票(通知書)と外部帳票以外(通知書の一覧)は、両方同時に並び替えができる必要があるため、外部帳票と外部帳票以外は実装区分が同じであった方がよいと考える。その場合、両方実装必須にしてしまうと、システム構造によっては非常に大きな改修となる可能性があるため、標準オプションと位置づけるのが良いと考える。 ●ソート順の要求ニーズは個々の帳票によって異なり、全ての帳票についてソート順の変更が必要ではないにも関わらず、帳票出力方式の変更が必要な並び替えを要求するのは、標準化の開発期間が非常に厳しい状況においては、過剰要求ではないかと考えます。また、ユーティリティ等で外部的に行っているケースも多いことから、標準準拠システムの共通機能として必須の対応を全ベンダに一律に求める類の機能ではないと考えます。 ●機能要件の記載内容が、制限なく、出力する帳票のシステムからの印字項目を指定できる必要がある、ように読めるが、そのような機能は運用上必要ではない。例えば、保険料納入通知書を、年間保険料額順で出力することはない。そういう意味であれば、実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●一括出力時に、帳票印字項目から都度自由に並び替え順を指定できる機能については、過剰であるためオプションにすべきでは。 上記では無く、一括出力時に、事業や帳票種類に合わせてシステムで帳票印字項目(固定)を指定し、適切に並び替えされていることを要求されている場合は、今の記載では、帳票印字項目のどの項目でも自由に指定できることを条件とされているようにも読めるため、記載を修正していただきたい。	見直し可否:○ 機能ID 1.6.21.はオンライン画面を用いた一括出力を行う場合を想定した要件であるため、「要件の考え方・理由」に「オンライン画面により帳票を一括出力する場合の要件である。」を追記します。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応④)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
7	機能ID 1.6.24. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●「※「住所_都道府県」の印字有無を設定できること(住登外者を除く)」については、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。自治体様より要望もないため、運用上必須ではなく、過剰機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●以下の内容については、いわゆる便利機能であるため、標準オプションでいいのではないか。>※「住所_都道府県」の印字有無を設定できること(住登外者を除く) ●『※「住所_都道府県」の印字有無を設定できること(住登外者を除く)』については、本機能が無くても運用可能であり、好みによって表示をきりかえるだけの便利機能と認識している。オプションで良いのではないか。 ●市内住所の住民については都道府県の印字は必要ないと考えため、印字有無の設定機能はオプションにするべきでは。	見直し可否:○ 住登者については都道府県の印字は不要であることから、機能ID 1.6.24.に記載していた都道府県の印字に関する記載自体を無くすよう変更しました。
8	機能ID 2.1.8. 見直しの観点:1.便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●手動での付番については「必要に応じて」と記載のある通り、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。運用上必ず必要な機能であれば、「必要に応じて」という記載は不要。被保険者番号の手動での付番機能は、全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。自治体様より要望もないため、運用上必須ではなく、便利機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●以下の内容については、いわゆる便利機能であるため、標準オプションにしてもいいのではないか。>※3 旧被保険者番号がある対象者に対して、新しい被保険者番号を付番する場合、チェック(注意喚起)ができること ●当要件の記載のうち、以下の2か所について、削除若しくは標準オプションとした方がよい。 ・必要に応じて手動での付番もできること ・※2 手動での付番の際、同一人物ではない場合は重複番号を抑止すること 被保険者番号を手動で付番する運用はほとんどなく、被保険者番号を修正したい運用ケースも想定できない(※)ため。※手動付番の運用については、再転入等の際、過去に使った被保険者番号を付番したい場合に手動で紐付けることは想定されるが、そのケースは機能ID 2.1.9.に明記されているため、必須でなくてよいと考える。 ●被保険者番号を手動で付番するケースは極めて稀であり、専用の機能として実装する必要性が低いと思われる。本機能は、自動付番のため実装されている付番管理を行う機能の範囲の利活用(最新番号の一時的な調整)や、番号重複等はDBキー重複エラー等の既存エラートラップの範囲で対応可能と考えます。	見直し可否:○ ご意見を踏まえ、機能ID 2.1.8.の実装必須機能は自動での付番に関する機能とし、手動での付番に関する機能は標準オプション機能に見直しました。 また、手動での付番に関する機能を標準オプション機能への変更に伴い、関連する※書きを標準オプション機能へ移動しました。
9	機能ID 7.5.33. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●実運用上、サービス種類の指定を行っている自治体が少ないことから過剰機能と考えており、標準オプションに変更しても良いと考えている。 ●制度上、規定されている申請であることは理解しているが、全国的にも対象者が極小であり、市町村によっては、対象者が存在しない場合もあることから、当機能要件は標準オプションにしてもいいのではないか。 ●介護保険サービスの種類指定結果通知書での運用をされない自治体もあり、全自治体において必須機能とすることは過剰であると判断したため。 ●自治体の実務において使用頻度の低い機能については、実装必須機能でなくてもよいのではないか。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ 機能ID 7.5.33.(実装必須機能)は、標準オプション機能へ変更しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応⑤)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
10	機能ID 8.3.5. 見直しの観点:3_過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:5 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・着工日時点要介護状態区分コード ・要介護認定有効期間開始日 ・要介護認定有効期間終了日 ・改修情報(手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、事業者名、事業者連絡先) ・リセット区分コード ・住宅改修の理由 ・申請者(申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号) ・領収書記載日 ・サービス単位数 ・必要書類(理由書有無コード、工事見積書有無コード、承諾書有無コード) 管理する項目が増えると、市町村の業務負担や管理する手間が増えることから、標準オプションにしてもいいのではないかと。 ●当要件の管理項目のうち、「必要書類(理由書有無コード、工事見積書有無コード、承諾書有無コード)」については、実装必須から標準オプションへ変更した方がよい。住宅改修費支給申請時の必要書類に関する有無を管理するコードだが、書類不備の場合は受理しない(システム登録しない)場合が多いと想定しており、必要性の低い管理項目と認識しているため。 ●機能は必須ですが、管理項目は未使用の項目もあるため、管理項目についてはオプションにしてもよいと考えます。 ●標準化1次で支給額計算機能の自動計算対応を実装済み。支給額は手入力も可能なのでリセット区分コードは項目としては存在しなくても問題ない想定。 ●住宅改修申請の事前申請にて、本項目は管理しており、二重管理になると考えている。自治体の実務において使用頻度の低い機能については、実装必須機能でなくてもよいのではないかと。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ ご意見を踏まえ、機能ID 8.3.5.の管理項目「要介護認定有効期間開始日」「要介護認定有効期間終了日」「必要書類(理由書有無コード、工事見積書有無コード、承諾書有無コード)」を実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。 また、前述の管理項目の見直しにより、※書きも見直しました。
11	機能ID 1.2.14. 見直しの観点:1_便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●「※2 介護保険事業所番号が付番されていない適用除外施設等の施設や認定調査委託事業者、医療機関等を事業所として管理ができること」は、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 一部の市町村では、最新の事業者のみ管理する運用であり、当管理項目が追加になることにより、市町村負担が大きくなるため、標準オプションとしてもいいのではないかと。 ●※4 自動での付番 事業者番号は都道府県ごとに、付与する番号は決められているため自動での付番を行うことはできない想定ため自動の記載は削除してほしい。	見直し可否:○ ご意見を踏まえ、機能ID 1.2.14.(実装必須機能)の※3～※5の内容は※2の場合に必要な内容であるため、※3～※5の文章それぞれに「※2の管理にて事業所番号は」と文言を追記しました。
12	機能ID 1.2.19. 見直しの観点:3_過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●介護保険に関わる事業所の所属者情報はマスタ管理していないが、特に支障なく運用できているため。介護保険に関わる事業所(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)の所属者情報を一覧で確認する機能をオプション機能としていただきたい。 ●介護保険サービスの事業者情報は都道府県への申請により管理されるものであり、所属者の情報を市町村で管理することがないと考えられる。医療機関についても、介護保険での認可、監査等を実施することはないため、所属者情報の管理は発生しない。 ●医療機関の所属者(主治医)等は全国300弱で導入されているPKGの現状機能にて管理している。しかし、それ以外の施設等の所属者は管理していない。現状機能で十分運用できているため、各種事業所の所属者をすべて管理する必要はないと想定されるため。過剰な機能であると判断。	見直し可否:○ 機能ID 1.2.19.は実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応⑥)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
13	機能ID 1.2.22. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●本番環境のコードマスタが誤ってメンテナンスされた場合、障害が発生する可能性があるため。(本市では、開発環境のコードマスタをメンテナンスし、開発環境で試験を実施した後、本番環境にリリースする運用となっている。)コードマスタを登録・修正・削除・照会する機能を廃止していただきたい。 ●2022年8月31日に公開されたシステムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】のコード一覧に記載されているコード全てをマスタ管理する必要はなく、運用上、変更が必要でないものや、変更されることでシステムの挙動に影響がでるものについては、修正できない方がよい(マスタ管理しない方がよい)。運用上変更が必要なものについては、標準オプションになっても、各社、マスタ管理機能を実装すると考えられる。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●当要件は、コードの設定値等を任意で設定・追加できるものも含まれているが、追加した設定値により、システム機能への影響がでてくる点に加え、職員の設定作業の負担が増えてしまうことになることから、標準オプションにしたいかがでしょうか。	見直し可否:○ ご意見を踏まえ、機能ID 1.2.22.の「要件の考え方・理由」に以下のとおり見直しました。なお、コードはユーザにて任意に設定ができることが定められているため、実装区分は実装必須のままとします。 (追記文章)※下線が見直し箇所 コード内容は、<u>基本データリスト(介護保険)のコード一覧</u>に定めるとおりとする。 <u>なお、当要件にて求める登録・修正・削除する機能は、基本データリスト(介護保険)のコード一覧(個別)、及びコード一覧(連携)に規定されているコードのうち、ユーザにて任意に設定・追加が可能となっているコードのみを対象とする対応でも差し支えない。</u>
14	機能ID 1.3.23. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・特記事項事業コード ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 ・特記区分事項区分コード なお、特に特記事項事業コードについては、ユーザにて任意に設定を可能なコードである旨、業務システム_基本データリスト(介護保険)に規定されており、過剰機能にあたるのではないかと考えます。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・登録システム ・支援措置開始年月日 ・支援措置終了年月日 ・一時解除フラグ ・抑止事由コード(※) ・虐待状況(※) ・支援内容(※) 管理する項目が増えると、市町村の業務負担や管理する手間が増えることから、標準オプションにしてもいいのではないかと考えます。 ●※1内の「各事業の区分けで管理」の箇所は現機能なしでも運用できているため、オプション機能でよいかと考えます。 ●特記事項についてはメモや注意喚起情報などを記入すると想定しており、有効期間を定めて入力する運用は想定しづらい。また、ユーザからも要望されたことがないため「有効期間開始日」「有効期間終了日」はオプションでよいのではないかと考えます。 ●管理項目のうち、特記事項事業コード、特記事項区分コード、特記事項重要度コードについては、自治体の実務において必須ではなくても運用可能であることからオプションとしてほしい。 基本データリストのコード値も自治体により任意に設定できる内容であるため、コード管理を必須とするのではなく、管理項目としてはオプションとしたほうが運用に沿うのではないかと考えます。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ ご意見を踏まえ、機能ID 1.3.23.の以下の管理項目については、実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。 ・特記事項事業コード ・特記区分事項区分コード ・特記事項重要度コード ・有効期間開始日 ・有効期間終了日

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応⑦)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
15	機能ID 1.3.26. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●「※2 住基情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理できることについて」は、介護保険担当課で管理していない市町村もあるので、オプションでよいのでは？ ●住民記録システム側の支援措置対象者情報の【管理項目】と異なる項目について、介護保険の運用でのみ必要とは考えにくい。住民記録を除き、介護や障害者福祉など独自の支援措置対象者の管理について管理項目や運用を統一されておらず、業務単位で管理すべき項目を持たせると仕様も煩雑になる。これまで、業務単位での管理ができていなくても全国300弱で導入されているPKGの現状機能で運用支援措置対象者の抑止の運用はできており、過剰機能と考えている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●支援措置対象者の履歴管理機能について、全国300弱で導入されているPKGの現状機能では履歴管理していないが、運用はできており、過剰機能と考えている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●住民記録システム標準仕様書に定義されていない以下項目の管理はオプションでよいのではないかと考える。 ・登録システム ・抑止事由コード ・虐待状況 ・支援措置区分	見直し可否:○ 住民記録システム側の管理項目では管理項目としていないもので、介護保険システム側での管理を必要としない、機能ID 1.3.26.の以下の管理項目は削除しました。 ・一時解除フラグ ・抑止事由コード ・虐待状況
16	機能ID 1.3.9. 見直しの観点:1.便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 【管理項目】・送付先利用事業コード ・送付先備考 特に送付先利用事業コードについては、ユーザにて任意に設定を可能なコードである旨、業務システム_基本データリスト(介護保険)に規定されており、過剰機能にあたるのではないかと考える。 ●【管理項目】送付先利用事業コードは、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。他業務に同じような管理項目は存在しない。介護保険の運用でのみ必要とは考えにくい。「※2 送付先利用事業コード単位に複数件登録でき、利用できること」は運用上必須ではなく、便利機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●管理項目のうち、送付先利用事業コードについては、自治体の実務において必須ではなくても運用可能であることからオプションとしてほしい。基本データリストのコード値も自治体により任意に設定できる内容であるため、コード管理を必須とするのではなく、管理項目としてはオプションとしたほうが運用に沿うのではないかと考えます。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されなかったことではないかと考える。	見直し可否:○ 機能ID 1.3.9.の以下の管理項目を実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。 ・送付先利用事業コード ・送付先備考

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応⑧)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
17	機能ID 1.6.18. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●発行履歴は、以下のアクセスログで確認できると考えられるため、当機能要件は標準オプションにしてもいいのではないかと。 **標準仕様書本編p28より抜粋** イベントログ、通信ログ、印刷ログ、エラーログを管理できること(介護保険システムが動作するOS、運用管理ツール、DB等におけるログでよい)。 ●機能としては必須ですが、発行履歴は削除できない方が望ましいと考えます。誤発行であっても発行した事実は残すべきと考えます。削除についてはオプションとしてもよいと考えます。 ●発行履歴の管理項目について、再発行日・再発行時刻はオプションでよいのではないかと。また、発行履歴を修正、削除することは不正防止の観点から望ましくないと考えます。 ●発行履歴については削除や修正を可能とすると整合性を保てないためオプションにすべきでは。また、発行履歴の一括削除機能についても、セキュリティ上の問題も懸念され、発行したことを一括削除することについて必須とすることはそもそも正しくない。	見直し可否:○ 機能ID 1.6.18.について、以下のとおり見直しました。 ＜アクセスログで管理できるため標準オプション機能への変更＞ 当要件は帳票の再出力を行うための管理を目的としているため、実装必須機能のままとします。なお、前述の内容を明記するため、※2の内容を以下に見直しました。 ※2 帳票の再出力を行うための管理となるため、住民へお渡しする帳票(通知書の他に申請書類や受給者証等)を対象とする また、標準オプション機能の※1の内容についても、上記の見直しにあわせ、以下のとおり見直しました。 ※1 住民へお渡しする帳票以外も対象とする ＜修正・削除の機能を標準オプション機能への変更＞ 発行履歴は不用意に修正や削除が行われるべきではないと考えますので、修正と削除は実装必須機能から削除し、標準オプション機能のみに見直しました。 ＜管理項目「再発行日」「再発行時刻」を標準オプション機能へ変更＞ 発行履歴は履歴管理を行う情報となり、再出力した場合は新たに履歴を積み上げることで管理は可能と考えますので、「再発行日」「再発行時刻」は管理項目から削除しました。
18	機能ID 3.1.1. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●非課税層細分化区分コードは、生活保護受給者と合計所得金額、課税年金収入額の合計が80万以下の非課税層の所得段階を分割するか統合するかのコードであると、認識している。国の示す標準段階の所得段階:第1段階は、生活保護受給と、合計所得金額、課税年金収入額の合計が80万以下の非課税層が対象となっており、標準段階に基づくのであれば、分割する必要はない。非課税層細分化区分コードは、全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。非課税層細分化区分コードは、運用上必須ではなく、過剰機能である。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●被保険者毎に内部的にいつ捕捉されたかが判断できるのであれば、コードとして持つ必要はないのではないかと。 ●管理項目「非課税層細分化コード」は、介護保険法施行令で定められる保険料段階「第1段階」を、条例によりさらに分割していることを管理するための区分であるが、当社のユーザーでは該当する団体はなく、また要望を受けたこともないため。	見直し可否:○ 機能ID 3.1.1.の管理項目「非課税層細分化コード」は、介護保険システム標準化検討会第3回WTでのご意見を踏まえ、第2.1版案にて実装必須機能から、標準オプション機能へ見直しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応⑨)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
19	機能ID 6.1.1. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●これまで通知書全般の通知書番号を管理したいとお客様より要望はいただいたことはあるが、必須ではない。(決定の結果が確認できれば運用城野支障はない)そのため利用者負担額減額・免除決定通知書の決定通知書番号は必須ではない想定。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・認定理由 ・取消年月日 ・決定通知書番号 申請書や証及び決定通知書には存在しない項目であるため、実装必須にしなくてもいいのではないかと考えます。 ●「認定理由」(特に承認側の理由)については、管理しなくてもよいかと考えます。オプションとしていただきたいと考えます。 ●これまで通知書全般の通知書番号を管理したいとお客様より要望はいただいたことはあるが、必須ではない。(決定の結果が確認できれば運用城野支障はない)そのため利用者負担額減額・免除決定通知書の決定通知書番号は必須ではない想定。 ●自治体の実務において使用頻度の低い機能については、実装必須機能でなくてもよいのではないかと考えます。 特に、決定通知書番号については、文書番号と内容重複しており、文書番号にて発行文書の番号を一意に識別できた方が合理的であり、両方を管理することで、不必要にベンダ間での認識の相違が生じる可能性があるため。 認定理由についても、法律に従い総合的に考えて認定するものであり、その理由について、特記事項等あればメモ等にて記載すればよいと、管理不要であると考えます。 (不承認の理由があれば、十分。)パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ ご意見を踏まえ、以下のとおり機能ID 6.1.1.を見直しました。 また、機能ID 6.1.2.、6.1.3.、6.1.4.、6.1.5.、6.1.6.、6.1.21.についても、同様に見直しました。 ○管理項目「取消年月日」「決定通知書番号」を実装必須機能から標準オプション機能へ変更。 ○認定理由、認定結果理由コードに関する※書きの内容を「認定結果理由は、却下の場合に必ず設定すること」に変更。
20	機能ID 8.10.8. 見直しの観点:1.便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●過誤申立情報・再審査申立書情報(保険者分)については、規模の小さな自治体では国保中央会提供の保険者エントリー機能にて管理が可能であり、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。自治体様より要望もない。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●対象件数が限られている(一般市や町村では対象者がいないケースもある)ことから、弊社ユーザでは、国保中央会から提供されている伝送通信ソフトで運用している。実装必須とはせず、標準オプションにしてもいいのではないかと考えます。 ●国保連合会端末で直接入力している自治体については、オプションとしていただきたいと考えます。	見直し可否:○ 機能ID 8.10.8.については、介護保険システム標準化検討会第4回WTでのご意見を踏まえ、第2.1版案にて実装必須機能から、標準オプション機能へ見直しました。
21	機能ID 8.10.10. 見直しの観点:1.便利機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●過誤申立情報・再審査申立書情報(保険者分)については、規模の小さな自治体では国保中央会提供の保険者エントリー機能にて管理が可能であり、必ずしも実装必須とする必要がないと考えられる。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。自治体様より要望もない。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●対象件数が限られている(一般市や町村では対象者がいないケースもある)ことから、弊社ユーザでは、国保中央会から提供されている伝送通信ソフトで運用している。実装必須とはせず、標準オプションにしてもいいのではないかと考えます。 ●国保連合会端末で直接入力している自治体については、オプションとしていただきたいと考えます。	見直し可否:○ 機能ID 8.10.10.については、介護保険システム標準化検討会第4回WTでのご意見を踏まえ、第2.1版案にて実装必須機能から、標準オプション機能へ見直しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(過剰な機能の標準オプションへの変更対応⑩)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
22	機能ID 8.7.22. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●居宅サービス費等償還の償還払いの給付実績情報(保険者保有給付実績情報)の修正・削除機能は、全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●保険者保有給付実績情報の修正・削除機能がなくても運用できている想定。 ●各種償還払い(住宅改修費・福祉用具購入費・居宅サービス費等償還)の支給決定情報を訂正、取消したものについて、オプションにすべきでは。特に福祉用具購入費情報レコード、住宅改修費情報レコードなどは、国保連合会での処理に必要な情報は送付しなくてもよい例にも挙げられており(※)、必須機能ではないと考えられるため。 (※)「インタフェース仕様書解説書 保険者編」より抜粋 ――5. 1. 1 保険者保有給付実績情報―― (5) 国保連合会での処理に必要な情報は送付しなくてもよい。 (例) 福祉用具購入費情報レコード、住宅改修費情報レコード 審査支払業務には影響がなく、給付系保険者事務共同処理においても使用しない。(介護給付費通知作成処理を委託していない。または委託していてもデータを反映しなくてよい。)	見直し可否:○ 機能ID 8.7.22.は実装必須機能から標準オプション機能へ見直しました。
23	機能ID 10.1.11. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●国保中央会提供のエントリー機能にて、実現できている。全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●本市においては、介護予防・日常生活支援総合サービスコード情報を電子媒体にて国保連合会に連携しており、情報の修正が必要となった場合でも修正内容を電子媒体にて国保連合会に連携しており、当該運用において特に支障なく運用できているため。国保連合会へ連携を行った【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報】について、情報の修正が必要となった場合、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】が作成できることの機能要件をオプション機能としていただきたい ●【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】については、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報】で修正することが可能であるため、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】は実装必須機能でなくてもよいのではないか。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ 機能ID 10.1.11.については、介護保険システム標準化検討会第4回WTでのご意見を踏まえ、第2.1版案にて実装必須機能から、標準オプション機能へ見直しました。
24	機能ID 10.2.1. 見直しの観点:3.過剰機能 特に優先して見直すべき項目:○ 事業者数:4 ●事業対象者の判定については、全国300弱で導入されているPKGの現状機能に存在しないが、十分運用できている。実装必須機能から標準オプション機能への変更が適切である。 ●管理項目のうち、以下の項目は標準オプションに変更していただきたい。 ・本人同意区分コード ・事業対象判定年月日 ・事業対象判定理由 基本チェックリストの様式には存在しない項目であるため、実装必須にしなくてもいいのではないか。 ●自治体の実務において使用頻度の低い機能については、実装必須機能でなくてもよいのではないか。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。 ●提出書類であるチェックリストにある項目のため、手入力欄でよいと思われる。パッケージに実装実績がなく、自治体からの要求仕様でも提示されたことがないため。	見直し可否:○ 介護保険総合データベースへのデータ提出を踏まえ、機能ID 10.2.1.について、以下のとおり、見直しました。 ○「また、基本チェックリストの回答内容より、事業対象者の判定ができること。」を実装必須機能から標準オプション機能へ変更。 ○管理項目「本人同意区分コード」「事業対象判定年月日」「事業対象判定理由」を実装必須機能から標準オプション機能へ変更。

2. 第2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応①)

○ デジタル庁より、「標準仕様書間の横並び調整方針」(令和5年2月改定版(案))が示され、該当する部分について介護保険システム標準仕様書に反映している。

No	横並び調整方針の内容 ※赤字が追加された内容	第2.1版案の変更内容															
	3. マイナポータルびったりサービスに関すること ○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。 「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4(基幹業務システムの改修を要する方式)についても、過渡的な対応として認められることから、標準オプション機能として、次のとおり規定し、当該標準オプション機能を実装する場合は実装必須機能の実装を猶予することとする。 また、その旨を機能要件の「要件の考え方・理由」等において記載することとする。 方式3 入力画面に取込機能実装 方式4 一括取込機能の実装 【実装必須機能】 1 オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・○○ ※重点計画記載手続 ・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能 ・△△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能 「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。 機能ID:XXXXXXX(以下の標準オプション機能の機能ID)を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。	横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。 <変更内容> 機能ID 1.1.23.を削除し、機能ID 1.1.22.に統合 <table><tr><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分 介護保険システム</th><th>認定審査システム</th><th>要件の考え方・理由</th></tr><tr><td>1.1.22.</td><td>オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の手続手続) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援認定の申請 3) 要介護・要支援認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合の再交付申請 6) 介護保険負担割合の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担割合認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所転居の要介護・要支援認定申請 ・総務省が指定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和5年1月20日 総務省)「令和5年1月20日」により実現している事務</td><td>◎</td><td>×</td><td>詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を推進する行政手続の一覧等」「IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。 機能ID 1.1.43.を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。</td></tr><tr><td>1.1.23.</td><td>オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の手続手続) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援認定の申請 3) 要介護・要支援認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合の再交付申請 6) 介護保険負担割合の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担割合認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所転居の要介護・要支援認定申請 ・総務省が指定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和5年1月20日 総務省)「令和5年1月20日」により実現している事務</td><td>◎</td><td>×</td><td>詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を推進する行政手続の一覧等」「IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。</td></tr></table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分 介護保険システム	認定審査システム	要件の考え方・理由	1.1.22.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の手続手続) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援認定の申請 3) 要介護・要支援認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合の再交付申請 6) 介護保険負担割合の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担割合認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所転居の要介護・要支援認定申請 ・総務省が指定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和5年1月20日 総務省)「令和5年1月20日」により実現している事務	◎	×	詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を推進する行政手続の一覧等」「IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。 機能ID 1.1.43.を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。	1.1.23.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の手続手続) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援認定の申請 3) 要介護・要支援認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合の再交付申請 6) 介護保険負担割合の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担割合認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所転居の要介護・要支援認定申請 ・総務省が指定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和5年1月20日 総務省)「令和5年1月20日」により実現している事務	◎	×	詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を推進する行政手続の一覧等」「IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。
機能ID (旧)	機能要件	実装区分 介護保険システム	認定審査システム	要件の考え方・理由													
1.1.22.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の手続手続) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援認定の申請 3) 要介護・要支援認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合の再交付申請 6) 介護保険負担割合の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担割合認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所転居の要介護・要支援認定申請 ・総務省が指定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和5年1月20日 総務省)「令和5年1月20日」により実現している事務	◎	×	詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を推進する行政手続の一覧等」「IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。 機能ID 1.1.43.を実装する場合、本機能要件の実装は猶予される。													
1.1.23.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の手続手続) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援認定の申請 3) 要介護・要支援認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合の再交付申請 6) 介護保険負担割合の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担割合認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所転居の要介護・要支援認定申請 ・総務省が指定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和5年1月20日 総務省)「令和5年1月20日」により実現している事務	◎	×	詳細は「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を推進する行政手続の一覧等」「IV 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。													

2. 第2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応②)

No

横並び調整方針の内容 ※赤字が追加された内容

第2.1版案の変更内容

横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。

<変更内容>
機能ID 1.1.49.を追加

3. マイナポータルびったりサービスに関すること

【標準オプション機能】

オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を経由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。
申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

【対象事務】

・〇〇 ※重点計画記載手続
・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能

「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。
「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。

2

機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		介護保険システム	認定審査会システム	
1.1.49.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により、申請管理機能を経由して取得できること。なお、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続(以下、1～11の事務手続き) 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援更新認定の申請 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 5) 介護保険負担割合証の再交付申請 6) 被保険者証の再交付申請 7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請 8) 介護保険負担限度額認定申請 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請 ・「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により実現している事務	○	×	「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」 「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続を「重点計画記載手続」という。 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が認められている。本機能要件は当該継続利用にあたり、必要となる機能である。

2. 第2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応③)

No	横並び調整方針の内容 ※赤字が追加された内容	第2.1版案の変更内容									
3	5. 宛名番号に関すること ○ いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）を付番するためのシステムを指す場合が混在している。 ○ 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理をする。 宛名番号の付番をするためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号等管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。以下同じ。）が付番することと整理する。 ○ 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることを踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築し、標準準拠システムとAPI連携する。 ○ したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。 宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外宛名番号等管理機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。 なお、住登外者宛名番号の付番については、6. のとおり規定する。	横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。 <変更内容> 機能ID 1.3.66.を修正 <table><tr><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th></tr><tr><td>1.3.66.</td><td>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能（「地方公共団体の基幹業務情報システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。</td></tr></table> 中項目「1.1 他システム連携」の機能要件にて以下のとおり、表記を見直しました。 （変更前） 「共通基盤等」、「共通基盤等との連携」 （変更後） 「住登外者宛名番号等管理システム」、「庁内データ連携機能との連携」 要件の内容に応じて、「要件の考え方・理由」に以下の何れかを追記しました。 ・デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。 ・庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。	機能ID (旧)	機能要件	1.3.66.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能（「地方公共団体 の 基幹業務情報システム の 共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。					
	機能ID (旧)	機能要件									
1.3.66.	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能（「地方公共団体 の 基幹業務情報システム の 共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。										
4	6. 住登外者宛名番号に関すること ○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号等管理機能を「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として、次のとおり規定する。 x.x.x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能 住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号等管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号等管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。	<対象の機能ID> 1.1.1.～1.1.3.、1.1.6.、1.1.8.～1.1.13.、1.1.28.、1.1.45.、1.1.46. <対応例> 機能ID 1.1.2.と機能ID 1.1.8. <table><tr><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>要件の考え方・理由</th></tr><tr><td>1.1.2.</td><td>共通基盤等住登外者宛名番号等管理システムと連携し、住登外情報を介護保険システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする</td><td>デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。</td></tr><tr><td>1.1.8.</td><td>国民健康保険システムに、各種情報を照会する。 ※1 共通基盤等庁内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット等）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること</td><td>連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。 庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。</td></tr></table>	機能ID (旧)	機能要件	要件の考え方・理由	1.1.2.	共通基盤等住登外者宛名番号等管理システムと連携し、住登外情報を介護保険システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする	デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。	1.1.8.	国民健康保険システムに、各種情報を照会する。 ※1 共通基盤等庁内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット等）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること	連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。 庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。
機能ID (旧)	機能要件	要件の考え方・理由									
1.1.2.	共通基盤等住登外者宛名番号等管理システムと連携し、住登外情報を介護保険システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする	デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。									
1.1.8.	国民健康保険システムに、各種情報を照会する。 ※1 共通基盤等庁内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット等）は問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること	連携項目は、機能別連携仕様（介護保険）に定めるとおりとする。 庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。									

2. 第2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応④)

No	横並び調整方針の内容 ※赤字が追加された内容	第2.1版案の変更内容												
5	9. EUCに関すること ○ EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。 x.x.x EUC機能 EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(〇〇システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。	横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。 ＜変更内容＞ 機能ID 1.5.1.を修正 <table><tr><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th></tr><tr><td>1.5.1.</td><td> EUC機能(「地方公共団体の基幹業務情報システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体の基幹業務情報システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(介護保険システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 ・支援措置対象者(介護保険システム又は認定審査会システムで個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は気づけること </td></tr></table>	機能ID (旧)	機能要件	1.5.1.	EUC機能(「地方公共団体の基幹業務情報システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体の基幹業務情報システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(介護保険システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 ・支援措置対象者(介護保険システム又は認定審査会システムで個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は気づけること								
機能ID (旧)	機能要件													
1.5.1.	EUC機能(「地方公共団体の基幹業務情報システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体の基幹業務情報システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(介護保険システム)」に規定するデータ項目とする。 なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。 ・支援措置対象者(介護保険システム又は認定審査会システムで個別管理する支援措置対象者を含む)が含まれている場合は気づけること													
6	10. 統合収滞納管理に関すること (※現行の内容はすべて削除され、以下の内容が追加された) ○ 統合収納管理機能及び統合滞納管理機能(以下、「統合収滞納管理機能」という。)を共通機能として、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する。 ○ 統合収滞納管理機能を採用する場合には、各賦課業務の標準仕様書に規定する収納管理機能及び滞納管理機能をベンダが実装しないことは妨げない。各賦課業務標準仕様書において統合収滞納管理機能について言及している場合、必要に応じて修正する。 ○ 統合収滞納管理機能との連携要件については、今後、各賦課業務と個別に調整することとする。	横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。 ＜変更内容＞ 本編4箇所(第1章 3. (1)標準化範囲内の類型 P12等) 機能・帳票要件 機能ID 3.1.6.、3.1.9.～3.1.14.、3.1.16.～3.1.18.、3.1.26.、3.1.29.、3.6.1.～3.6.3.、3.8.3.、3.8.6.、3.8.7.、3.8.10.、4.1.7.、4.1.10.、5.1.10.、5.1.12. ＜対応例＞ (右図) 第1章 3. (1)標準化範囲内の類型 P12 (下図) 機能ID 3.1.6. 実装必須であっても、例えば、図1-5のように保険料収納・滞納管理については統合収滞納管理システム(全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。以下同じ。)-統合収納管理機能及び統合滞納管理機能(以下、「統合収滞納管理機能」という。)-を利用することも考えられる。統合収滞納管理システムの利用に関する考え方は、地方公共団体情報システム標準化基本方針のとおりである。なお、統合収滞納管理機能は「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定されているとおりである。 図1-5 保険料収納・滞納管理における標準化範囲のイメージ <table><tr><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th><th>要件の考え方・理由</th></tr><tr><td>3.1.6.</td><td>特別徴収(追加)候補者情報について、システムで管理している情報との突合により、特別徴収対象者の紐付けができ、結果が照会できること。</td><td>◎</td><td>当要件にかかる運用を介護保険システム以外(統合収滞納管理システム等統合収滞納管理機能)にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。</td></tr><tr><td>3.1.6.</td><td>特別徴収(追加)候補者情報について、システムで管理している情報との突合により、特別徴収対象者の紐付けができ、結果が照会できること。</td><td>○</td><td></td></tr></table> ※一括での紐付けもできること	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	3.1.6.	特別徴収(追加)候補者情報について、システムで管理している情報との突合により、特別徴収対象者の紐付けができ、結果が照会できること。	◎	当要件にかかる運用を介護保険システム以外(統合収滞納管理システム等統合収滞納管理機能)にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。	3.1.6.	特別徴収(追加)候補者情報について、システムで管理している情報との突合により、特別徴収対象者の紐付けができ、結果が照会できること。	○	
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由											
3.1.6.	特別徴収(追加)候補者情報について、システムで管理している情報との突合により、特別徴収対象者の紐付けができ、結果が照会できること。	◎	当要件にかかる運用を介護保険システム以外(統合収滞納管理システム等統合収滞納管理機能)にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム標準化基本方針」「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。											
3.1.6.	特別徴収(追加)候補者情報について、システムで管理している情報との突合により、特別徴収対象者の紐付けができ、結果が照会できること。	○												

2. 第2.1版案の主な変更内容(横並び調整方針対応⑤)

No	横並び調整方針の内容 ※赤字が追加された内容	第2.1版案の変更内容									
7	22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること ○ 業務の根拠法令や各地方公共団体が定める情報保護に関する規定等で定められた保存期間が経過した情報の削除について実装必須機能として以下のとおり規定する。 【実装必須機能】 法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	横並び調整方針に記載された内容について、標準仕様書に反映いたしました。 ＜変更内容＞ 機能ID 1.3.75を追加									
		<table><tr><th rowspan="2">機能ID (ID)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>1.3.75.</td><td>法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。</td><td>◎</td><td>◎</td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分		介護保険システム	認定審査会システム	1.3.75.	法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎
機能ID (ID)	機能要件	実装区分									
		介護保険システム	認定審査会システム								
1.3.75.	法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。個人番号の削除を記録した証明書等を作成できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎	◎								

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 本編)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容								
	【P.32】 帳票詳細要件の表 3-13に定義されている「自由記載欄」について、表の挿入や削除の機能は、ベンダー切り替えの際に自治体職員の作業量増加もしくはベンダーの構築費増加が見込まれること、また、当該機能の実装はシステム利用料の削減に寄与しないことから、「設定により表の挿入や削除も可能とする。」との記述は削除して頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて、<u>カスタマイズ抑止を前提とする必要があるため、表形式についてシステムからの印字を自治体の自由に出来るようにするのはベンダの実装上困難を伴うことから、表の挿入や削除は「帳票レイアウトの変更とならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。」に変更</u>いたしました。 ○変更箇所 本編 表3-13 システム印字項目の編集方法								
1	帳票レイアウトの「自由記載1」等の項目について、編集内容に記載の項目を何かしら印字する場合は問題ないと思いますが、事務連絡等に記載の様式例のまま印字する場合には、自由記載欄が不要な様式が散見されます。自由記載欄をわざわざ空白の箇所だけ設ける必要性は無いと考えるため、仕様書本編(表3-13 システム印字項目の編集方法)の自由記載の説明として、「実装必須ではあるが、項目を持たせない場合は、特段(空白の)欄を設けなくても良い」旨、追記していただきたい。	表 3-13 システム印字項目の編集方法 <table><tr><th>システム印字項目の種類</th><th>編集条件などへの記載内容</th><th>表記の例</th><th>補足</th></tr><tr><td>自由記載</td><td>利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする</td><td></td><td>帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、<u>帳票レイアウトの変更とならないならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。</u> 又、バーコードや二次元コードの印字に関する要件は機能・帳票要件の介護保険共通に記載している。</td></tr></table> 赤文字のとおり変更。	システム印字項目の種類	編集条件などへの記載内容	表記の例	補足	自由記載	利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする		帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、 <u>帳票レイアウトの変更とならないならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。</u> 又、バーコードや二次元コードの印字に関する要件は機能・帳票要件の介護保険共通に記載している。
システム印字項目の種類	編集条件などへの記載内容	表記の例	補足							
自由記載	利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする		帳票詳細要件及び帳票レイアウトに当項目がある場合、自治体ごとに自由記載欄を設定できる。 なお、文言マスタで設定された固定文言、管理項目及び付加文言のシステムからの印字も可能であり、 <u>帳票レイアウトの変更とならないならず、ベンダが実装する範囲で、設定により表の挿入や削除も可能とする。</u> 又、バーコードや二次元コードの印字に関する要件は機能・帳票要件の介護保険共通に記載している。							

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 介護保険共通①)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
1	【機能ID 1.2.31.】 ①帳票ごと・所属者ごとに「事業者送付先」を優先するかどうか、設定できる機能を追加してほしい。 (認定審査において、医師かつ審査員の所属者の場合、意見書依頼は医療機関、審査会開催通知は自宅で送付先を分ける等) (上記二つを別の所属者とする、機能ID7.4.13割当時の意見書作成医療機関と審査委員の重複チェック機能が正しく機能しないと想定)	ご意見を踏まえ、事業所所属者に対して、<u>事業所送付先情報と所属者送付先情報の何れを優先するか設定できる機能を機能ID 1.2.32.に標準オプション機能で追加</u>しました。 なお、当機能は認定管理における帳票のみが対象であり、又業務により設定要否が変わるため、<u>条件や「要件の考え方・理由」に補足を追記</u>しました。 <table><tr><th rowspan="2">機能ID (ID)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>1.2.32.</td><td>所属者の送付先は、事業所送付先情報と所属者送付先情報の何れを利用するか選択できること。 ※ 「7.認定管理」における送付先の利用用途に応じて、送付先情報の設定もできること 例) 意見書依頼は事業所宛、審査会開催通知は所属者宛 等</td><td>○</td><td>○</td><td>当要件は、「7.認定管理」における認定調査員や医師、審査員に関する送付先情報を対象とした要件である。</td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険システム	認定審査会システム	1.2.32.	所属者の送付先は、事業所送付先情報と所属者送付先情報の何れを利用するか選択できること。 ※ 「7.認定管理」における送付先の利用用途に応じて、送付先情報の設定もできること 例) 意見書依頼は事業所宛、審査会開催通知は所属者宛 等	○	○	当要件は、「7.認定管理」における認定調査員や医師、審査員に関する送付先情報を対象とした要件である。
機能ID (ID)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由									
		介護保険システム	認定審査会システム											
1.2.32.	所属者の送付先は、事業所送付先情報と所属者送付先情報の何れを利用するか選択できること。 ※ 「7.認定管理」における送付先の利用用途に応じて、送付先情報の設定もできること 例) 意見書依頼は事業所宛、審査会開催通知は所属者宛 等	○	○	当要件は、「7.認定管理」における認定調査員や医師、審査員に関する送付先情報を対象とした要件である。										
2	【機能ID 1.3.28.】、【機能ID 1.3.69.】 【01.住民税の課税状況について】 ①「賦課年度」という名称が税法上、納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度を示す名称のため、本来課税を行うべき年度を指す「課税年度」に変更してほしい。 ※対象者の住民税について、過年度の内容を遡及して課税した場合、「賦課年度」は現年度を指し、「課税年度」は過年度を指す。そのため複数年度の内容が対象となりえる「賦課年度」とした場合、介護保険において本来負担すべき内容と異なる場合が生じる。	ご意見を踏まえ、税務システム標準仕様書と整合するよう、<u>機能ID 1.3.28.、1.3.69.の管理項目を以下のとおり見直し</u>しました。 機能ID 1.3.28. 実装必須 (修正前)・税賦課年度 → (修正後)・課税年度 機能ID 1.3.28. 標準オプション (修正前)・税賦課異動事由コード → (修正後)・課税異動事由コード 機能ID 1.3.69. (修正前)・照会対象税賦課年度 → (修正後)・照会対象課税年度 また、「<u>共通 01.住民税の課税状況について</u>」「<u>共通 01-2.住民税の課税状況について</u>」の帳票レイアウト及び帳票詳細要件の項目名を「<u>賦課年度</u>」から「<u>課税年度</u>」に見直しました。												

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 介護保険共通②)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容				
3	【機能ID1.3.45.】 ○生活保護情報について、生活保護システムから、福祉事務所コードが連携されるところかと思うが、本市では行政区毎に福祉事務所があるため、福祉事務所コードについても管理項目に追加してほしい。(生保他市区町村コードでは拾えないため。) ○代理納付管理のため、生活保護の開始・終了年月の登録・修正・削除・照会に加えて、生活保護の停止及び停止解除年月の登録・修正・削除・照会もできるように標準オプション機能を追加してほしい。 ○生活保護は同一年度に開始と廃止が複数回起こりうるので、最新の1件の情報のみでは保険料の代理納付が可能な時期を判定できない等の不都合が生じる。このため、複数を保持できること(履歴管理が可能であること)を明記されたい。	ご意見を踏まえ、生活保護システムから連携される項目であるため、機能ID 1.3.45.に「福祉事務所コード」「生保受給停止年月日」「生保受給停止解除年月日」を標準オプション機能として追加しました。 また、機能ID 1.3.45.の標準オプション機能として「※ 履歴管理できること」を追加しました。 <table><tr><th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th></tr><tr><td>1.3.45.</td><td>対象者の生活保護受給者情報、及び中国残留邦人情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 【管理項目】 ・福祉事務所コード ・生保受給停止年月日 ・生保受給停止解除年月日 ※1 履歴管理できること</td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	1.3.45.	対象者の生活保護受給者情報、及び中国残留邦人情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 【管理項目】 ・福祉事務所コード ・生保受給停止年月日 ・生保受給停止解除年月日 ※1 履歴管理できること
機能ID (ID)	機能要件					
1.3.45.	対象者の生活保護受給者情報、及び中国残留邦人情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外 【管理項目】 ・福祉事務所コード ・生保受給停止年月日 ・生保受給停止解除年月日 ※1 履歴管理できること					
4	【機能ID 1.6.14】 指定都市の場合は、特別な事情のある人数(DV等要支援者約250名、それ以外で約1,000名)が多く、一括作成した帳票からリストによる引抜を行うことは非効率である。対象者の状態により一括作成対象から外すことができる機能が必要である。 リスト出力対象者を一括出力の対象外とする(印刷等を外部委託している場合、ファイル連携対象外とする)オプション機能が必要である。	ご意見を踏まえ、帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、対象者の状態に応じて、出力対象外にできる標準オプション機能を機能ID 1.6.30.に追加しました。 <table><tr><th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th></tr><tr><td>1.6.30.</td><td>通知書等の帳票を一括出力する場合、転出・死亡等の住基の非住民が含まれていた場合は出力対象外とし、出力対象外者を一覧で確認できること。</td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	1.6.30.	通知書等の帳票を一括出力する場合、転出・死亡等の住基の非住民が含まれていた場合は出力対象外とし、出力対象外者を一覧で確認できること。
機能ID (ID)	機能要件					
1.6.30.	通知書等の帳票を一括出力する場合、転出・死亡等の住基の非住民が含まれていた場合は出力対象外とし、出力対象外者を一覧で確認できること。					

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 被保険者資格)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容						
1	【機能ID 2.1.3.】 「※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること」と「※4 過去履歴の資格情報の修正において、他業務の情報と不整合が発生する場合はエラーとすること」について、「抑止できること」と「エラーとすること」の違いが不明である。 現行運用では住基の消除日と介護の資格喪失日が異なるケースがあり、システム上で抑止される可能性があるため懸念がある。抑止やエラー表示がされた場合でも、引き続き継続処理ができればよい。	ご意見のとおり、整合性チェックの結果によっては処理を継続することとも考えられるため、以下のとおり、※書きを見直しました。 ※3 手動での更新の際、住基情報との整合性チェックを行い、<u>明らかな誤入力等はエラーとし、処理が継続可能な場合はアラートにより気づける仕組みとすること</u> なお、チェック機能をどのように実装するかはベンダの実装方法によるため、現状のままとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1.3.</td><td> 被保険者の資格情報（履歴を含む）の修正や、資格回復・資格取消・資格変更等の異動ができること。 ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること ※3 手動での更新の際、<u>住基住民記録</u>情報との整合性チェックを行い、<u>誤入力等を抑止できること</u>明らかな誤入力等はエラーとし、<u>処理が継続可能な場合はアラートにより気づける仕組みとすること</u> ※4 過去履歴の資格情報の修正において、他業務の情報と不整合が発生する場合はエラーとすること </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	2.1.3.	被保険者の資格情報（履歴を含む）の修正や、資格回復・資格取消・資格変更等の異動ができること。 ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること ※3 手動での更新の際、<u>住基住民記録</u>情報との整合性チェックを行い、<u>誤入力等を抑止できること</u>明らかな誤入力等はエラーとし、<u>処理が継続可能な場合はアラートにより気づける仕組みとすること</u> ※4 過去履歴の資格情報の修正において、他業務の情報と不整合が発生する場合はエラーとすること	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
2.1.3.	被保険者の資格情報（履歴を含む）の修正や、資格回復・資格取消・資格変更等の異動ができること。 ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること ※3 手動での更新の際、<u>住基住民記録</u>情報との整合性チェックを行い、<u>誤入力等を抑止できること</u>明らかな誤入力等はエラーとし、<u>処理が継続可能な場合はアラートにより気づける仕組みとすること</u> ※4 過去履歴の資格情報の修正において、他業務の情報と不整合が発生する場合はエラーとすること	○						

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 保険料賦課①)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
1	【機能ID 3.2.2.】【機能ID 3.3.2.】【機能ID 3.4.2.】【機能ID 3.5.2.】 ○「賦課更正事由コード」については、印字項目の「変更理由」に反映されるという認識でよい。「通知書決定理由コード」と「賦課更正事由コード」をそれぞれ別枠でシステムから選択する場合、関連性のないコードを選択してしまうことを防ぐため、任意の「賦課更正事由コード」を選択した場合、「通知書決定理由コード」が紐づけられること(自分で選択する必要がない)、という機能にしてほしい。 ○【管理項目】に記載の”特別徴収中止事由コード”は、”賦課更正事由コード”の内容に包含されており、別途の項目管理は不要のため、削除してほしい。 ○【管理項目】に記載の”保険料算定の基礎(期間(開始月、終了月)、保険料額)”は、どのように項目を管理する想定なのかが不明。具体例等により明確にしてほしい。 ○生活保護受給により、保険料段階が月により異なるので、各月の保険料段階を照会できるようにしてほしい。 ○保険料の即時更正の登録・修正・削除とは、賦課更正後の情報を賦課更正前の情報に戻すこともできるということを明記してほしい。また、特徴の回付記録についても賦課更正前の情報(特徴中止依頼が作られる前の状態)に戻すことができるようにしてほしい。つまり、特別徴収が止まらないようにしてほしい。	機能ID 3.2.2.、3.3.2.、3.4.2.、3.5.2.について、ご意見を踏まえ、以下のとおり見直しました。 ○「通知書決定理由コード」「賦課更正事由コード」の関係性については、これまでの意見照会や検討会でも疑義が上がっており、再検討した結果、2種類持つことで却って混乱を招く可能性が高いと想定し、納入通知書における「決定理由」「変更理由」に対応する必須項目として「<u>通知書決定理由コードのみ保持</u>」することとし、「<u>賦課更正事由コード</u>」を削除することとしました。 ○特別徴収中止事由コードは死亡、転出といった特別徴収を中止した事由を管理する想定ですが、<u>通知書決定理由コードにも「死亡による普徴賦課更正」「転出による普徴賦課更正」等を保持</u>しており、ご意見の通り、包含可能であるため、「<u>特別徴収中止事由コード</u>」は削除しました。 ○<u>保険料算定の基礎については、「01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」等の印字項目のため、管理項目に記載していましたが、各月の「保険料段階」から算出して印字するものであり、項目としてシステム管理する形としては適当ではなく、記載誤りのため、削除</u>しました。 また、「<u>保険料段階区分</u>」についても、実装必須に定義済みの「保険料段階」と重複しているため、併せて<u>削除</u>しました。 ○「保険料段階」として定義済みですが、各月であることの明記がないため、注意書きとして「<u>各有資格月毎に管理できること</u>」と追記しました。 ○保険料賦課処理における「<u>削除できること</u>」を記載している意図が、ご意見にあるような<u>賦課更正前の情報に戻すこと</u>となります。そのため、意図が明確化されるように、<u>各機能ID(標準オプション)の「要件の考え方・理由」に補足を記載</u>しました。併せて、「<u>修正できること</u>」についても、<u>賦課更正前の情報に戻した後、再処理することでも可とする旨を記載</u>しました。

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 保険料賦課②)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容								
2	○本算定時、普通徴収及び併徴となった被保険者は、納付書と納入通知書がそれぞれ発行され、発送する際に、納入通知書に納付書を同封する作業が大量に発生する。このことは、封入封緘に多量の人員及び時間を要するため、それらを削減するために納付書と一体型の「01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」を追加していただきたい。 ○納入通知書＋納付書の一体型帳票を想定しているが、左記の形式にしても可能である旨、追記して欲しい。 ○納付通知書と納付書が別に作成されると、封入封緘作業を委託する業者が名寄せをしなければなりません。名寄せ作業があると入札する業者が減り、安定した発注ができないため、通知書と納付書が冊子にできる一体型の納入通知書の作成も可能にして欲しいです。	<u>納入通知書の様式について</u>、これまでの意見照会等の結果を踏まえて、納入通知書と納付書が別々で作成された場合の名寄せ同封や業者委託調整による作業負担や経費等を鑑みて、<u>一体型の様式を定義しました</u>。 ＜機能・帳票要件＞ 機能ID 3.1.21.(標準オプション機能)に納付書一体型の様式を追加しました。 また、納付書一体型の様式に関する補足を「要件の考え方・理由」に追記しました。 <table><tr><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th><th>要件の考え方・理由</th></tr><tr><td>3.1.21.</td><td> 賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座)、併徴)単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズ、<u>納付書一体型</u>の様式での出力もできること ※4 ハガキ様式、<u>納付書一体型様式</u>については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件 シート：賦課-03■ ＜納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件 シート：賦課-04■ ＜<u>納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(納付書一体型)</u>＞ ■<u>帳票詳細要件 シート：賦課-13■</u> ＜<u>納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(納付書一体型)</u>＞ ■<u>帳票詳細要件 シート：賦課-14■</u> </td><td>○</td><td> 納入通知書については、同一の賦課年度・調定年度ごとに出力することとする。 山分けについて、納入通知書を一括出力した場合に、納入通知書の紙またはデータを条件に応じて分割して出力することができる。 例) 代理納付有無で山分けをする場合 ・代理納付無の納入通知書(紙またはデータ) ・代理納付有の納入通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 納付書一体型様式は、通知書部分(計4頁)及び納付書部分(期別数に応じた頁数)を重ねて冊子状にした状態で、長3封筒に封入して送付することを想定している。なお、使用する用紙は、連続帳票様式の専用紙を想定しており、1頁が折りたたみ状態で封入できる用紙サイズとする。 </td></tr></table> ＜帳票詳細要件・帳票レイアウト＞ 以下の2帳票を新規作成しました。 ・賦課-13.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(納付書一体型) ・賦課-14.納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(納付書一体型)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	3.1.21.	賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座)、併徴)単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズ、<u>納付書一体型</u>の様式での出力もできること ※4 ハガキ様式、<u>納付書一体型様式</u>については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件 シート：賦課-03■ ＜納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件 シート：賦課-04■ ＜<u>納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(納付書一体型)</u>＞ ■<u>帳票詳細要件 シート：賦課-13■</u> ＜<u>納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(納付書一体型)</u>＞ ■<u>帳票詳細要件 シート：賦課-14■</u>	○	納入通知書については、同一の賦課年度・調定年度ごとに出力することとする。 山分けについて、納入通知書を一括出力した場合に、納入通知書の紙またはデータを条件に応じて分割して出力することができる。 例) 代理納付有無で山分けをする場合 ・代理納付無の納入通知書(紙またはデータ) ・代理納付有の納入通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 納付書一体型様式は、通知書部分(計4頁)及び納付書部分(期別数に応じた頁数)を重ねて冊子状にした状態で、長3封筒に封入して送付することを想定している。なお、使用する用紙は、連続帳票様式の専用紙を想定しており、1頁が折りたたみ状態で封入できる用紙サイズとする。
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由							
3.1.21.	賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座)、併徴)単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズ、<u>納付書一体型</u>の様式での出力もできること ※4 ハガキ様式、<u>納付書一体型様式</u>については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件 シート：賦課-03■ ＜納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件 シート：賦課-04■ ＜<u>納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(納付書一体型)</u>＞ ■<u>帳票詳細要件 シート：賦課-13■</u> ＜<u>納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書(納付書一体型)</u>＞ ■<u>帳票詳細要件 シート：賦課-14■</u>	○	納入通知書については、同一の賦課年度・調定年度ごとに出力することとする。 山分けについて、納入通知書を一括出力した場合に、納入通知書の紙またはデータを条件に応じて分割して出力することができる。 例) 代理納付有無で山分けをする場合 ・代理納付無の納入通知書(紙またはデータ) ・代理納付有の納入通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 納付書一体型様式は、通知書部分(計4頁)及び納付書部分(期別数に応じた頁数)を重ねて冊子状にした状態で、長3封筒に封入して送付することを想定している。なお、使用する用紙は、連続帳票様式の専用紙を想定しており、1頁が折りたたみ状態で封入できる用紙サイズとする。							

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 保険料収納)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容				
1	【機能ID 4.6.2.】 対象者を確認するため、対象者を一覧で確認できることとしてほしい。	当要件にて対応可能と想定しておりますが、ご意見を踏まえ、「※受領した被保険者を一覧で確認できること」を追加しました。 <table><tr><th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th></tr><tr><td>4.6.2.</td><td>年金保険者から年金返納情報を受領した被保険者を把握できること。 ※ 受領した被保険者を一覧で確認できること</td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	4.6.2.	年金保険者から年金返納情報を受領した被保険者を把握できること。 ※ 受領した被保険者を一覧で確認できること
機能ID (ID)	機能要件					
4.6.2.	年金保険者から年金返納情報を受領した被保険者を把握できること。 ※ 受領した被保険者を一覧で確認できること					
2	【介護保険料還付請求書】 ○請求者欄に、氏名のフリガナと生年月日を追加してほしい。 (理由)死亡等により、被保険者と請求者が別の場合に、公簿での照合や宛名作成(公金受取口座利用の場合)に必要なため。 ○公金受取口座を利用する場合の個人番号欄が追加されているが、相続人が他自治体の居住者である場合、中間サーバによる照会を行うためには住登外登録を行う必要があるが、基本データ項目の必須要件を満たすことができない可能性が高いため。登録そのものができない。被保険者本人への還付に限る等の文言を追加できるようにしてほしい。(固定文言5を使用するにはスペースが不足している) ゆうちょ銀行欄の口座が記号・番号での記載となっているが、還付金支払の場合、振込用店名・預金種目・口座番号で行うことになる。機能帳票要件で記号・番号対応をオプションとしているのであれば、人手での置き換えによる入力誤りの防止等のため、振込用店名・預金種目・口座番号での記載とするべきではないか。	ご意見を踏まえ、公金受取口座を利用する場合を想定し、個人の特定のために必要な項目のため、<u>請求者欄に氏名のフリガナと生年月日を追加</u>しました。そのため、被保険者本人への還付に限る等の文言は標準では記載しないこととし、必要に応じて、固定文言4や自由記載1を活用することとします。 ゆうちょ銀行欄の口座記号・番号については、これまでの意見照会等の結果を踏まえて追加しており、現状のままとします。 様式番号 介護保険料還付請求書 記入日： 年 月 日 〇〇市(町村)長 様 次の被保険者に係る介護保険料還納金の還付に 固定文言 1 被保険者番号 (中略) 備 考 固定文言 3 + 編集 1 なお、還付については、以下の金融機関口座へ振付されます。 固定文言 4 (請求者) フリガナ 氏 名 被保険者との続柄 生年月日 年 月 日 住 所 電話番号 個人番号 ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。 公金受取口座を利用する(利用する場合は口座情報の記入不要) 請求者欄のレイアウトを変更。				

請求者欄のレイアウトを変更。

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 滞納管理①)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容						
1	【02.督促】 ○保険料減免や代理納付までの時間差等により、あらかじめ督促状発送が不要であることが判明している場合もあるため、督促状についても催告書同様、特定の被保険者に対し、催告を停止(保留)が行えるようにしてほしい。またその際、停止開始・終了日(終了日の有無は任意)を設定できるようにしてほしい。 ○催告には、納付の見込みがある住民に対しての徴収猶予の機能が組み込まれているが、督促には無い。同様に徴収猶予の機能を用意してほしい。	ご意見の通り、停止(保留)については、現状催告のみに定義していますので、横並びで督促にも実装必須機能として追記しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.2.1.</td><td> 保険料が未納となっている被保険者を抽出し、督促対象者を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 - 被保険者番号 - 未納期別(賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、未納額、納期限、未納期別の通知書番号、延滞金、督促手数料) - 督促状発行履歴(発行年月日、指定納期限) ・督促日 ・督促納期限 - 督促催告停止日 ・督促催告停止区分コード ※ 特定の被保険者に対し、督促の停止(保留)が行えること </td><td>◎</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	5.2.1.	保険料が未納となっている被保険者を抽出し、督促対象者を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 - 被保険者番号 - 未納期別(賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、未納額、納期限、未納期別の通知書番号、延滞金、督促手数料) - 督促状発行履歴(発行年月日、指定納期限) ・督促日 ・督促納期限 - 督促催告停止日 ・督促催告停止区分コード ※ 特定の被保険者に対し、督促の停止(保留)が行えること	◎
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
5.2.1.	保険料が未納となっている被保険者を抽出し、督促対象者を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 - 被保険者番号 - 未納期別(賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、未納額、納期限、未納期別の通知書番号、延滞金、督促手数料) - 督促状発行履歴(発行年月日、指定納期限) ・督促日 ・督促納期限 - 督促催告停止日 ・督促催告停止区分コード ※ 特定の被保険者に対し、督促の停止(保留)が行えること	◎						
2	【機能ID 5.3.4・5.3.5】 ② 分割納付期間においては、毎月払いや隔月払いを希望する被保険者や月に複数回分割納付を希望する被保険者もいるため、毎月／隔月で管理できる機能及び月に複数回分割納付の設定を行うことができる機能が必要と思われます。そのため、以下の機能を実装必須機能として追加をお願いいたします。 ・納付年月日は毎月／隔月で管理ができること。 ・月に複数回分割納付設定できること。 (参考)税務システム標準仕様書_機能要件_滞納管理機能ID0150108及び0150113に同様の機能が実装必須機能となっています。	分納の納期限設定については、分納期別情報(納期限)を管理項目としており、分納相談等の際に任意で設定できることを想定していますが、納期限の頻度については明記した方がわかりやすいと考えますので、ご意見をふまえ、機能ID 5.3.4.に以下を追加しました。 ※分納計画情報(分納期別情報(納期限))については、月1回以外(2か月に1回、月2回等)の設定もできること <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.3.4.</td><td> 分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 - 被保険者番号 ・分納計画番号 - 分納誓約情報(分納誓約年月日、分納誓約書発行日、分割回数、分納額合計、誓約者(氏名、関係コード、郵便番号、住所、電話番号)) - 分納計画情報(分納納付書発行日、分納期別情報(期別番号、納付額、納期限、分納期別納付済額、収納年月日、領収年月日)、期別情報(調定年度、賦課年度、徴収方法区分コード、期別)) ※1 誓約については、分納を伴わない誓約もできること ※2 延滞金・督促手数料を含めた分納計画が作成できること ※3 分納計画情報(分納期別情報(納期限))については、月1回以外(2か月に1回、月2回等)の設定もできること </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	5.3.4.	分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 - 被保険者番号 ・分納計画番号 - 分納誓約情報(分納誓約年月日、分納誓約書発行日、分割回数、分納額合計、誓約者(氏名、関係コード、郵便番号、住所、電話番号)) - 分納計画情報(分納納付書発行日、分納期別情報(期別番号、納付額、納期限、分納期別納付済額、収納年月日、領収年月日)、期別情報(調定年度、賦課年度、徴収方法区分コード、期別)) ※1 誓約については、分納を伴わない誓約もできること ※2 延滞金・督促手数料を含めた分納計画が作成できること ※3 分納計画情報(分納期別情報(納期限))については、月1回以外(2か月に1回、月2回等)の設定もできること	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
5.3.4.	分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 - 被保険者番号 ・分納計画番号 - 分納誓約情報(分納誓約年月日、分納誓約書発行日、分割回数、分納額合計、誓約者(氏名、関係コード、郵便番号、住所、電話番号)) - 分納計画情報(分納納付書発行日、分納期別情報(期別番号、納付額、納期限、分納期別納付済額、収納年月日、領収年月日)、期別情報(調定年度、賦課年度、徴収方法区分コード、期別)) ※1 誓約については、分納を伴わない誓約もできること ※2 延滞金・督促手数料を含めた分納計画が作成できること ※3 分納計画情報(分納期別情報(納期限))については、月1回以外(2か月に1回、月2回等)の設定もできること	○						

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 滞納管理③)

【帳票レイアウト】 滞納-02 督促状兼納付書(ハガキ様式) 裏面

10月WT時点からの変更内容

- ① 「不服の申立て及び取消訴訟」欄を中央から左(宛名部分の裏)に移動
- ② 収納可能なコンビニエンスストア等のチェーン名称あるいはチェーンロゴ、収納可能なスマホアプリがある場合は、そのサービス名称あるいはサービスロゴを印字できるよう中央部分を「自由記載2」に変更し、背面に以下の文言を追加
 - ・収納可能なコンビニエンスストア等のチェーン名称あるいはチェーンロゴ、スマホアプリのサービス名称あるいはサービスロゴを記載(囲みあり)
 - ・コンビニエンスストア等の店舗では、原則として上記「スマホアプリ」を利用したお支払いはできません。
 - ・バーコードの印字がない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。
 - ・バーコードの読み取りが出来ない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。
 - ・(収納代行会社名)とコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。

不服の申立て及び取消訴訟 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、<u>都道府県名</u> 介護保険審査会（<u>都道府県郵便番号</u> <u>都道府県住所</u> 電話：<u>都道府県電話番号</u>）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。） この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、<u>市町村名</u>を被告として（訴訟において <u>市町村名2</u> を代表する者は <u>市町村長</u> となります。）提起することができます。 ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急に 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 不服の申立て及び取消訴訟	収納可能なコンビニエンスストア等のチェーン名称あるいはチェーンロゴ、スマホアプリのサービス名称あるいはサービスロゴを記載 コンビニエンスストア等の店舗では、原則として上記「スマホアプリ」を利用したお支払いはできません。 バーコードの印字がない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。 バーコードの読み取りが出来ない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。 (収納代行会社名)とコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。 自由記載 2	① ②
---	--	---------------------------

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 受給者管理)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容						
1	【機能ID 6.3.1.、6.3.2.、6.3.3.、6.3.4】 境界層該当者は、給付額減額等の記載が行われないため、チェックできるようにしてほしい。(平17.9.21 境界層該当者の取扱いについて) 【機能・帳票要件 6.3.4.及び6.3.6.】 登録時のチェックにおいて、生活保護受給者に加え「生活保護との境界層措置に該当する者」かどうかのチェックを追加してほしい。 ＜理由＞ 介護保険法施行令第35条及び同施行規則第113条の規定に従う必要があるため。(事務の適正な実施)	ご意見を踏まえ、機能ID 6.3.1.～6.3.4.、6.3.6.の※書きを「※ 登録時に被保険者が生活保護受給者、生活保護との境界層措置の該当者かどうかのチェックを行う」に修正しました。 また、機能ID 6.3.10.、6.3.11.、6.3.19.、6.3.20.、6.3.25.、6.3.28.においても、生活保護受給者に関する記載に「生活保護との境界層措置の該当者」を追記しました。 ＜対応例＞ 機能ID 6.3.1.(標準オプション機能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.3.1.</td><td> 保険料の滞納期間が1年以上経過した被保険者に対する、保険給付における支払方法変更（償還払い化）について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・ 弁明書提出期限日 ・ 弁明書提出先（被保険者名称、住所、電話番号） ・ 納付期限日・滞納保険料納付期日 ・ 給付制限状態区分コード ・ 支払方法変更予告決定日 ・ 支払方法変更適用決定日 ・ 支払方法変更解除決定日 ・ 支払方法変更解除決定日 ・ 給付制限解除日 ・ 給付制限解除通知書発行日 ・ 給付制限解除事由 ・ 解除時被保険者証提出期限日・被保険者証窓口持参期日 ・ 支払方法変更予告通知書番号 ・ 支払方法変更通知書番号 ・ 支払方法変更予告通知書発行日 ・ 給付制限解除通知書番号 ※ 登録時に被保険者が生活保護受給者 生活保護との境界層措置の該当者かどうかのチェックを行う </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	6.3.1.	保険料の滞納期間が1年以上経過した被保険者に対する、保険給付における支払方法変更（償還払い化）について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・ 弁明書提出期限日 ・ 弁明書提出先（被保険者名称、住所、電話番号） ・ 納付期限日・滞納保険料納付期日 ・ 給付制限状態区分コード ・ 支払方法変更予告決定日 ・ 支払方法変更適用決定日 ・ 支払方法変更解除決定日 ・ 支払方法変更解除決定日 ・ 給付制限解除日 ・ 給付制限解除通知書発行日 ・ 給付制限解除事由 ・ 解除時被保険者証提出期限日・被保険者証窓口持参期日 ・ 支払方法変更予告通知書番号 ・ 支払方法変更通知書番号 ・ 支払方法変更予告通知書発行日 ・ 給付制限解除通知書番号 ※ 登録時に被保険者が生活保護受給者 生活保護との境界層措置の該当者かどうかのチェックを行う	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
6.3.1.	保険料の滞納期間が1年以上経過した被保険者に対する、保険給付における支払方法変更（償還払い化）について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・ 弁明書提出期限日 ・ 弁明書提出先（被保険者名称、住所、電話番号） ・ 納付期限日・滞納保険料納付期日 ・ 給付制限状態区分コード ・ 支払方法変更予告決定日 ・ 支払方法変更適用決定日 ・ 支払方法変更解除決定日 ・ 支払方法変更解除決定日 ・ 給付制限解除日 ・ 給付制限解除通知書発行日 ・ 給付制限解除事由 ・ 解除時被保険者証提出期限日・被保険者証窓口持参期日 ・ 支払方法変更予告通知書番号 ・ 支払方法変更通知書番号 ・ 支払方法変更予告通知書発行日 ・ 給付制限解除通知書番号 ※ 登録時に被保険者が生活保護受給者 生活保護との境界層措置の該当者かどうかのチェックを行う	○						
2	【介護保険給付額減額予告通知書】 給付額減額の措置を行う期間の表示が始期と終期を示す形式となっているが、予告時点では始期が未確定であるため、減額(見込)期間を月数で表示する形式に変更してほしい。 【帳票レイアウト】受給-49_介護保険給付額減額予告通知書 介護保険給付額減額予告通知書 被保険者番号 被保険者氏名 年 月 日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護認定区分変更認定)申請をしました。あなたの介護保険料は次のとおり未納となっており、既に消滅時刻となっています。 保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行う期間が短縮されることとなります。以下の期間につき保険給付が停止され、サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費の支給が行われなくなります。災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額(見込)期間を月数で表示する形式に変更してください。 固定文言1+編集1 「給付額減額の措置を行う期間」の欄を削除 給付額減額の措置を行う期間 ～ 給付額減額の算定根拠 $\text{給付額減額期間(月)} = \frac{\text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{1}{2} \times 12}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2} \times 12$	ご意見の通り、予告時点では始期は未確定であることから、給付額減額の措置を行う期間の欄を削除しました。減額期間を表示いただく項目である給付額減額期間については、予告通知であること、及び「固定文言2+編集2」等に送付時点の見込みであることを補足できることから、(見込)は記載せず、現状のままとします。 介護保険給付額減額予告通知書 被保険者番号 被保険者氏名 年 月 日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護認定区分変更認定)申請をしました。あなたの介護保険料は次のとおり未納となっており、既に消滅時刻に所定しているため、遅って納めていただくことはできません。 保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行う期間が短縮されることとなります。以下の期間につき保険給付が停止され、サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費の支給が行われなくなります。災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに〇〇市(町村)介護保険課に届出をしてください。 固定文言1+編集1 給付額減額の算定根拠 $\text{給付額減額期間(月)} = \frac{\text{保険料徴収権消滅期間} \times \frac{1}{2} \times 12}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2} \times 12$ 徴収権消滅期間：(未納・時効消滅額/年賦課額)+(未納・時効消滅額/年賦課額)+...						

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 認定管理)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
1	現行のシステムで認定ソフトに連携を行っている、「認定ソフトのインターフェース仕様書における意見書情報 NCI271」についての連携機能が無い ため、機能要件の追加をしてほしい。	ご意見を踏まえ、機能・帳票要件(7.認定管理) 機能ID 7.3.13.に認定ソフトに連携する「主治医意見書情報(NCI271)」を追加しました。 <table><tr><th rowspan="2">機能ID (旧)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険 システム</th><th>認定審査会 システム</th></tr><tr><td>7.3.13.</td><td>認定ソフト又は認定審査会システムに、主治医意見書情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインターフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと</td><td>○</td><td>○</td><td>認定ソフトのインターフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・主治医意見書情報(事務処理システム等から) NCI271</td></tr></table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険 システム	認定審査会 システム	7.3.13.	認定ソフト又は認定審査会システムに、主治医意見書情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインターフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	○	認定ソフトのインターフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・主治医意見書情報(事務処理システム等から) NCI271
機能ID (旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由									
		介護保険 システム	認定審査会 システム											
7.3.13.	認定ソフト又は認定審査会システムに、主治医意見書情報を提供する。 ※1 認定ソフトのインターフェース仕様書「介護保険総合データベースシステム改訂版に関する説明書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	○	認定ソフトのインターフェース仕様書における以下の情報を対象とする。 ・主治医意見書情報(事務処理システム等から) NCI271										
2	【7.5 要介護／要支援認定】 【7.6 認定更新勧奨】 【7.8 処分延期通知】 認定審査会システムで実装不可とされているもの 全て、標準オプションとしてほしい。	ご意見を踏まえ、以下の認定審査会システムの実装区分を標準オプションに変更しました。 ○機能・帳票要件(7.認定管理) ・機能ID 7.5.1.、7.5.6.、7.5.10.～7.5.13.、7.5.25.～7.5.27.、7.5.30.、7.5.31. ・機能ID 7.6.1.～7.6.5. ・機能ID 7.8.1.、7.8.2.、7.8.4.												
3	【介護保険 要介護認定訪問調査依頼書】 調査依頼書の下1/3を「調査実施確認票」として バーコードを印字し、調査委託料請求時に切り 取って提出してもらい支払事務に利用している ため、1つの帳票に請求情報も印字できるように、 問合せ先欄の下に自由記載欄を設けて欲しい。	これまでの全国意見照会でのご意見も踏まえ、帳票詳細要件・帳票レイアウト(7.認定管理) 「04.介護保険 要介護認定訪問調査依頼書」、「06.介護保険 主治医意見書提出依頼書」に「自由記載1」を追加しました。 なお、ご意見の運用は「固定文言4」以降の項目を活用していただければと思います。 <対応例> 介護保険 要介護認定訪問調査依頼書 要介護認定訪問調査を次のとおり依頼します 固定文言1 (中略) 固定文言4 自由記載1 (お問い合わせ先) ●●市介護保険課 住 所 123-4567 ●●市●● 1-2-3 電話番号 987-6543-2111 FAX番号 123-456-7890 メール xxxxxxxxxxxx@yyy.zzz.aaa												

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 給付管理)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容						
1	【機能ID 8.3.1.】【機能ID 8.3.5.】【機能ID 8.4.1.】【機能ID 8.4.4.】【機能ID 8.3.6.】【機能ID 8.3.7.】【機能ID 8.3.8.】【機能ID 8.4.5.】【機能ID 8.4.6.】住宅改修の支給残高の計算やリセット可否の審査を行う機能や、福祉用具購入の同一種目の購入がないかの審査を行う機能等は、すべて実装オプション機能となっている。給付費通知を作成する際に、短期間に複数回改修や購入を行っていた場合、履歴管理ができないと古い給付実績を印字することができなくなってしまう。 機能ID8.3.1、8.3.5、8.4.1、8.4.4に必須機能として「※履歴管理できること」の追加を要望する。	ご意見の内容については、同一対象者における過去の申請情報を利用できることと理解しました。申請情報は、管理項目「整理番号」(機能ID 8.3.1.は事前承認番号)にて紐づけており、現状の記載にて管理可能と想定しています。「※履歴管理できること」の表現については、同一申請に対する履歴データと混同する恐れがあるため、記載しないこととします。 ただし、<u>機能ID 8.3.5.、8.3.6.、8.3.8.、8.4.5.、8.4.6.において、「同一対象者における過去の申請情報」の意味合いで、「過去の履歴」と表現している箇所があり、上記の通り混同の恐れがあるため、「被保険者が過去に行った申請情報」へ修正しました。</u> ＜対応例＞ 機能ID 8.3.6.(標準オプション機能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.3.6.</td><td> <自庁・委託運用> 過去の履歴被保険者が過去に行った申請情報を確認し、住宅改修費の支給額を合計して支給限度額を超過していないこと、及び支給残高を確認できること。 </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	8.3.6.	<自庁・委託運用> 過去の履歴被保険者が過去に行った申請情報を確認し、住宅改修費の支給額を合計して支給限度額を超過していないこと、及び支給残高を確認できること。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
8.3.6.	<自庁・委託運用> 過去の履歴被保険者が過去に行った申請情報を確認し、住宅改修費の支給額を合計して支給限度額を超過していないこと、及び支給残高を確認できること。	○						
2	【機能ID(旧)8.3.1と8.3.7】 ①標準オプション機能について、限度額リセットに係る「3段階上昇」は、「要介護度」ではなく「介護の必要の程度」で判断するものであるため、表現を修正すること。(参考:「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」(平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知))	ご意見を踏まえ、『要介護度3段階上昇』(機能ID 8.3.1.)と『要介護度の3段階以上のアップ』(機能ID 8.3.7.)を、<u>『「介護の必要の程度」の3段階以上上昇』に見直しました。</u> ＜対応例＞ 機能ID 8.3.7.(標準オプション機能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.3.7.</td><td> <自庁・委託運用> 要介護度の「介護の必要の程度」の3段階以上のアップ上昇、または転居による住宅改修費の限度額がリセットできること。また、リセット時に事由が入力できること。 </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	8.3.7.	<自庁・委託運用> 要介護度の「介護の必要の程度」の3段階以上のアップ上昇、または転居による住宅改修費の限度額がリセットできること。また、リセット時に事由が入力できること。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
8.3.7.	<自庁・委託運用> 要介護度の「介護の必要の程度」の3段階以上のアップ上昇、または転居による住宅改修費の限度額がリセットできること。また、リセット時に事由が入力できること。	○						

2. 第2.1版案の主な変更内容(意見照会・検討課題等の対応 総合事業)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容						
1	基本チェックリストの回答項目を迅速・正確に登録するため、スキャナを用いたOCR等にてチェックリストを読込できる機能を追加して欲しい。	これまでの全国意見照会でのご意見も踏まえ、<u>スキャナを用いたOCR等にて基本チェックリストの読み込みに関する要件</u>を機能・帳票要件(10.総合事業)機能ID 10.2.14.に追加しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.2.14.</td><td>スキャナを用いたOCR等にて基本チェックリストを読み込みでき、基本チェックリスト結果やイメージデータを登録できること。また、登録したイメージデータは関連する基本チェックリスト結果とともに、修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・基本チェックリストイメージ情報1～10</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	10.2.14.	スキャナを用いたOCR等にて基本チェックリストを読み込みでき、基本チェックリスト結果やイメージデータを登録できること。また、登録したイメージデータは関連する基本チェックリスト結果とともに、修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・基本チェックリストイメージ情報1～10	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
10.2.14.	スキャナを用いたOCR等にて基本チェックリストを読み込みでき、基本チェックリスト結果やイメージデータを登録できること。また、登録したイメージデータは関連する基本チェックリスト結果とともに、修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・基本チェックリストイメージ情報1～10	○						
2	【機能ID(旧)10.6】 ①システムとして事務支援に資するよう、【機能・帳票要件8.7.1.】に相当する機能を標準オプションとすること。	ご意見を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請(償還払い)についても、<u>「費用額を入力することで被保険者の給付率(負担割合を考慮した値を自動判定)より、支給額が自動計算できること。」</u>を機能ID 10.6.14.に新規追加しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.6.14.</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請(償還払い)について、費用額を入力することで被保険者の給付率(負担割合を考慮した値を自動判定)より、支給額が自動計算できること。</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	10.6.14.	介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請(償還払い)について、費用額を入力することで被保険者の給付率(負担割合を考慮した値を自動判定)より、支給額が自動計算できること。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分						
10.6.14.	介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請(償還払い)について、費用額を入力することで被保険者の給付率(負担割合を考慮した値を自動判定)より、支給額が自動計算できること。	○						
3	介護保険最新情報Vol.1099にて示されている介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の様式では、主治医意見書などの情報提示についての同意欄があるが、今回の標準化の様式には、その同意欄がない。 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書及び居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書にも同意欄があり、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を利用する場合でも情報提示をすることがあるため、同意欄を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、「03.介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」に、主治医意見書などの情報提示についての同意欄を「固定文言2」として追加しました。 様式番号 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書 区 分 (中略) 介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者が介護予防支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の範囲で提示することに同意します。 固定文言2 年 月 日 氏名 (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が次 より次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)又は固定文言3+編集1介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護						

3. 引越しワンストップサービスに関する対応

- 令和5年2月より開始されましたマイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入(転居)予約のサービス(引越しワンストップサービス)の開始を受け、介護保険システム標準仕様書の機能・帳票要件に以下の4つの機能要件を追加しました。

なお、引越しワンストップサービスに関する運用等につきましては、デジタル庁より示されております「オンラインによる転出届・転入(転居)予約地方公共団体向けガイドライン」を参照ください。

No	機能名	機能ID	機能要件	実装区分
1	転入予定者の転出証明書情報の受領機能	1.1.47.	転入前に、住民記録システムから転出証明書情報(番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。)に係る関係する情報を取得できること。	◎:実装必須機能
2	申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能	1.1.48.	マイナポータルぴったりサービスその他汎用電子申請システムを利用して行われた引越しOSSにおける転入予約申請又は転居予約申請により、申請のあった転入予約情報又は転居予約情報のうち、事前準備に用いる情報を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう)を経由して取得できること。	◎:実装必須機能
3	転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能	1.3.73.	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	◎:実装必須機能
4	届出帳票のプレプリント機能	1.3.74.	来庁予定者の受入れ事前準備として、転入、転居時の「介護保険資格取得・異動・喪失届」に、転出証明書情報、転入予約情報および転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:資格-01■	○:標準オプション機能 ※

※ 帳票「介護保険資格取得・異動・喪失届」を出力する機能要件(機能ID 2.1.12.)は標準オプション機能としているため、追加する届出帳票のプレプリント機能に関する要件は標準オプション機能としています。

4. 主な今後の継続検討事項

○ 主な今後の継続検討事項は、以下のとおりである。

No	継続検討事項	検討の概要	対応の方向性
1	標準仕様の指定都市における課題等検討会（デジタル庁）	検討の手順 ①【デジタル庁】過去の意見照会のカテゴライズ（制度的・組織的な必須記載内容の不足の点検など）【作業着手済・11月下旬まで】 ②【デジタル庁】①の際に、過去の意見照会で反映を見送った理由を関係府省庁から集約【作業着手済・11月下旬まで】 ③【指定都市】②をもとに、他指定都市の意見照会回答も含め○×で判定し、全指定都市及び関係府省庁と共有【1月半ばまで】 ④【協力事業者】③について、技術的な観点でパッケージに取り込めるか確認【2月半ばまで】 ⑤【デジタル庁、関係府省庁、指定都市】②③④を確認し、異論があるものについて再調整し、成案をまとめていく【2022年度内目標】 ※成案決定後速やかに仕様に反映を行うが、原則として成案を採用することを関係者間で合意し、開発に支障が生じないようにする。	デジタル庁より依頼があれば検討し、可能なものは標準仕様書へ反映いたします。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項